

議案第 33 号

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成25年多可町条例第12号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の4第1項及び第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第2条 法第78条の4第1項及び第2項に規定する基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）をもってその基準とする。

（サービス提供に関する記録の保存年限）

第3条 省令第3条の40第2項、第17条第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存するものとする。

（地域密着型介護老人福祉施設の居室定員）

第4条 省令第132条第1項第1号イに定める一の居室の定員は、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、4人以下とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の多可町介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為

は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。

この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。

(行脚)

この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。

(行脚)

この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。

(行脚)

この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。

(行脚)

この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。

(行脚)

(行脚)

この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。

(行脚)

この条例の施行の際、改正前の条例附則第4条、第5条及び第6条の規定によりみなされた事業者及び研修修了者の扱いについては、この条例の相当規定によるものとみなす。